

掲示期間 12月20日～12月30日

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月21日

新潟市長 篠田 昭

新潟市条例第115号

新潟市体育施設条例の一部を改正する条例

新潟市体育施設条例（昭和39年新潟市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 1中「新潟市一番堀通町3番地1」を「新潟市中央区一番堀通町3番地1」に，「新潟市江口114番地1」を「新潟市東区江口114番地1」に，「新潟市小針1丁目5番1号」を「新潟市西区小針1丁目5番1号」に，「新潟市神道寺南2丁目3番46号」を「新潟市中央区神道寺南2丁目3番46号」に，「新潟市五十嵐1の町6368番地48」を「新潟市西区五十嵐1の町6368番地48」に，「新潟市下山1丁目93番地1」を「新潟市東区下山1丁目93番地1」に，「新潟市名目所3丁目1125番地1」を「新潟市北区名目所3丁目1125番地1」に，「新潟市はなみずき3丁目4番1号」を「新潟市東区はなみずき3丁目4番1号」に，「新潟市太夫浜3900番地2」を「新潟市北区太夫浜3900番地2」に，「新潟市金巻746番地1」を「新潟市西区金巻746番地1」に，「新潟市濁川3947番地1」を「新潟市北区濁川3947番地1」に，「新潟市山二ツ5丁目12番1号」を「新潟市東区山二ツ5丁目12番1号」に，「新潟市新栄町4番35号」を「新潟市秋葉区新栄町4番35号」に，「新潟市新津東町1丁目246番地1」を「新潟市秋葉区新津東町1丁目246番地1」に，「新潟市程島2009番地」を「新潟市秋葉区程島2009番地」に，「新潟市古田ノ内大野開13番地」を「新潟市秋葉区古田ノ内大野開13番地」に，「新潟市七日町2186番地11」を「新潟市秋葉区七日町2186番地11」に，「新潟市金屋260番地1」を「新潟市秋葉区金屋260番地1」に，「新潟市七日町2186番地9」を「新潟市秋葉区七日町2186番地9」に，「新潟市嘉山488番地3」を「新潟市北区嘉山488番地3」に，

「新潟市木崎４９１番地」を「新潟市北区木崎４９１番地」に，「新潟市川西３丁目５２０２番地３」を「新潟市北区川西３丁目５２０２番地３」に，「新潟市横川浜５２６番地２」を「新潟市秋葉区横川浜５２６番地２」に，「新潟市矢代田１番地」を「新潟市秋葉区矢代田１番地」に，「新潟市横川浜５３１番地１」を「新潟市秋葉区横川浜５３１番地１」に，「新潟市いぶき野１丁目１番１号」を「新潟市江南区いぶき野１丁目１番１号」に，「新潟市二本木３丁目２番５０号」を「新潟市江南区二本木３丁目２番５０号」に，「新潟市茅野山３丁目１番１３号」を「新潟市江南区茅野山３丁目１番１３号」に，「新潟市西中８６０番地」を「新潟市西蒲区西中８６０番地」に，「新潟市西中８８９番地」を「新潟市西蒲区西中８８９番地」に，「新潟市石瀬３３３番地１」を「新潟市西蒲区石瀬３３３番地１」に，「新潟市升潟９１７番地」を「新潟市西蒲区升潟９１７番地」に，「新潟市升潟８３６番地」を「新潟市西蒲区升潟８３６番地」に，「新潟市川崎１番地１」を「新潟市西蒲区川崎１番地１」に，「新潟市西白根２６７番地」を「新潟市南区西白根２６７番地」に，「新潟市西白根２６７番地１」を「新潟市南区西白根２６７番地１」に，「新潟市七穂２５番地１」を「新潟市南区七穂２５番地１」に，「新潟市七穂３番地１」を「新潟市南区七穂３番地１」に，「新潟市七穂３番地７」を「新潟市南区七穂３番地７」に，「新潟市三方２番地」を「新潟市西蒲区三方２番地」に，「新潟市西萱場１１１番地」を「新潟市南区西萱場１１１番地」に，「新潟市中之口２９番地」を「新潟市西蒲区中之口２９番地」に，「新潟市中之口３１番地」を「新潟市西蒲区中之口３１番地」に，「新潟市中之口２９番地」を「新潟市西蒲区中之口２９番地」に，「新潟市中之口３３番地１」を「新潟市西蒲区中之口３３番地１」に改め，同表２中「新潟市島見町２番地２４番地」を「新潟市北区島見町２番地２４番地」に，「新潟市松浜５丁目１番地２」を「新潟市北区松浜５丁目１番地２」に，「新潟市五十嵐１の町６番地４８」を「新潟市西区五十嵐１の町６番地４８」に，「新潟市下山１丁目９番地１」を「新潟市東区下山１丁目９番地１」に，「新潟市名目所３丁目１番地１」を「新潟市北区名目所３丁目１番地１」に，

「新潟市はなみずき 3 丁目 4 番 1 号」を「新潟市東区はなみずき 3 丁目 4 番 1 号」に，「新潟市木場 6 3 0 番地 1」を「新潟市西区木場 6 3 0 番地 1」に，「新潟市山田 2 3 0 7 番地 3 1 6」を「新潟市西区山田 2 3 0 7 番地 3 1 6」に，「新潟市濁川 3 9 4 7 番地 1」を「新潟市北区濁川 3 9 4 7 番地 1」に，「新潟市古田ノ内大野開 1 3 番地」を「新潟市秋葉区古田ノ内大野開 1 3 番地」に，「新潟市七日町 2 1 8 6 番地 1 1」を「新潟市秋葉区七日町 2 1 8 6 番地 1 1」に，「新潟市白根水道町 3 2 7 番地 1」を「新潟市南区白根水道町 3 2 7 番地 1」に，「新潟市矢代田 1 番地」を「新潟市秋葉区矢代田 1 番地」に，「新潟市亀田緑町 1 丁目 8 1 0 番地 3」を「新潟市江南区亀田緑町 1 丁目 8 1 0 番地 3」に，「新潟市和納 4 1 3 0 番地 1」を「新潟市西蒲区和納 4 1 3 0 番地 1」に，「新潟市槇島 8 0 1 番地」を「新潟市西蒲区槇島 8 0 1 番地」に，「新潟市西萱場 1 1 0 9 番地」を「新潟市南区西萱場 1 1 0 9 番地」に，「新潟市巻甲 6 4 7 番地」を「新潟市西蒲区巻甲 6 4 7 番地」に，「新潟市漆山 3 2 9 9 番地 3」を「新潟市西蒲区漆山 3 2 9 9 番地 3」に改める。

別表第 2 2 1 (1) イを次のように改める。

イ 附属設備

種類	使用料の額 (円)
スコアボード	1 時間につき 2 0 0
放送設備	1 時間につき 2 0 0
照明	3 0 分につき 2 , 0 0 0

附 則

この条例は，平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし，別表第 2 2 1 (1) イの改正規定は，同年 3 月 1 日から施行し，同年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用する。